

令和6年度一般廃棄物処理実施計画
(ごみ編)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和6年度上郡町一般廃棄物処理実施計画（ごみ編）を次のとおり定める。

1 処理区域及び面積

- (1) 区域 上郡町の区域内の全域
- (2) 面積 150.26 km²

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 処理計画量

種類	分別	排出量	合計
家庭系一般廃棄物	燃えるごみ	2,172 トン	2,785 トン
	燃やさないごみ	62 トン	
	粗大ごみ	114 トン	
	資源ごみ	357 トン	
	その他のごみ	81 トン	
事業系一般廃棄物	燃えるごみ	1,009 トン	1,500 トン
	燃やさないごみ	9 トン	
	粗大ごみ	11 トン	
	資源ごみ	3 トン	
	その他のごみ	468 トン	

※合計値が合わないのは四捨五入の関係によるもの

4 処理方法

区分		収集運搬		中間処理		資源化・最終処分					
分別		主体	回数	主体	処理方法	主体	処理方法				
家庭系一般廃棄物（一時多量ごみ除く）	燃えるごみ	町(委託)排出者	週2回程度	組合※1	焼却	組合委託業者（住友大阪セメント㈱）	セメントリサイクル				
	燃やさないごみ		月1回程度		選別 破碎 磁選	上郡町最終処分場	埋立				
	粗大ごみ		月1回程度		選別 破碎 磁選 焼却	組合委託業者（住友大阪セメント㈱）	セメントリサイクル				
						上郡町最終処分場	埋立				
	資源ごみ		容器・包装プラスチック※3		月2回程度	組合※1	異物除去 圧縮梱包	再資源化業者			
			ペットボトル※3		月1回程度						
			新聞・雑誌※2		2ヶ月1回程度						
			紙類(紙容器・雑がみ)		月1回程度						
			段ボール※2		2ヶ月1回程度						異物除去 資源化
			紙パック※2※3 布類※2								異物除去 資源化
			缶類※2※3		月1回程度						異物除去 磁選 圧縮
			びん類※2※3		月1回程度						異物除去 色選別
	特殊（電池・蛍光灯）		3ヶ月1回程度		選別梱包	組合委託業者（野村興産㈱）	水銀等リサイクル				
使用済み小型家電	月1回程度	認定事業者	選別 破碎	再資源化業者							
埋立ごみ		2ヶ月1回程度	上郡町最終処分場	—	上郡町最終処分場	埋立					
事業系一般廃棄物	燃えるごみ	排出者町（許可）	—	組合※1	家庭系一般廃棄物と同様の区分に従い処理	組合委託業者（住友大阪セメント㈱）	セメントリサイクル				
	燃やさないごみ					上郡町最終処分場	埋立				
	粗大ごみ					組合委託業者（住友大阪セメント㈱）	セメントリサイクル				
						上郡町最終処分場	埋立				
	資源ごみ					組合※1再生事業者	再資源化業者				
その他のごみ	上郡町最終処分場	—	上郡町最終処分場	埋立							

※1 組合…にしはりま環境事務組合（たつの市、宍粟市、佐用町、上郡町）

※2 集団回収…集団回収により回収された資源については、民間の再生事業者が処理を実施している。

※3 店頭回収…スーパーなどにより回収された資源については、民間の再生事業者が処理を実施している。

5 排出抑制

(1) ごみ分別の情報提供の充実

- ① 燃えるごみ、燃やさないごみ及び資源ごみなどの分別排出区分を明確にするとともに周知徹底を図る。
- ② 多くの住民に広報誌、ホームページ及びケーブルテレビなど多様な手段により情報を提供する。
- ③ 分別収集後、異物などが混入した場合の問題点をできる限り具体的に住民に伝える。
- ④ ごみに関する相談で来庁される方や電話でのお問い合わせに対して、住民登録窓口と連携して転入者への町の排出ルールの周知徹底などを図る。
- ⑤ 不適正排出ごみに回収時、警告シールを貼付け排出ルールの徹底を図る。
- ⑥ ごみ集積所の表示ステッカーを作成し区分排出の徹底を図る。
- ⑦ 古紙類の分別排出については、分かりやすい分別区分・名称の検討と、高齢者なども含め、見やすいカレンダーの作成を行う。
- ⑧ プラスチック使用製品の分別収集・再商品化への取組について検討する。

(2) 雑がみの回収

古紙類の回収に雑がみを加え、燃えるごみの排出量を削減し、資源ごみ排出量を増やすことを目指す。

(3) 燃えるごみ減量施策

住民等及び事業者に対し、燃えるごみ削減のご協力をお願いする。

(4) 使用済み小型家電のステーション回収の実施

町内8ヶ所に専用ボックスを設置し回収を行う拠点回収に加え、ステーション回収を実施し、資源のリサイクルを推進する。

(5) 事業系ごみ減量施策

「簡易包装の実施」や「生ごみの飼料化」などによるごみの排出抑制、「梱包材の再利用や積極的な資源化」の取組強化を進める。

(6) 集団回収の啓発と推進

住民等に対し、集団回収のご協力をお願いする。

(7) 直接搬入ごみの削減

住民等及び事業者に対し、直接搬入ごみ削減のご協力をお願いする。

(8) マイバックキャンペーンの実施

販売店と連携したマイバック持参運動を推進する。

(9) 学校教育との連携強化による環境学習の充実

小学生にごみ処理施設見学会を実施し、ごみ処理施設見学会などの環境学習の充実を図る。

6 収集運搬

(1)燃えるごみ回収

燃えるごみの指定袋は1枚あたり大35円、小20円。収集はステーション方式とする。

区分	種類	ごみの例	収集回数	
燃えるごみ	生ごみ	料理くず（貝殻も含む）・残飯など	毎週2回程度	
	紙くずなど	紙おむつ、資源回収できない紙類（レシートなどの感熱紙・カーボン紙など）、写真、落ち葉、刈り草、細かい小枝など	上郡地区	月・木*
			鞍居地区	
	雑品	文具類、ビデオテープ、歯ブラシ、CD、CDケースなど	高田地区	火・金*
			山野里地区	
皮革類	靴、カバン、はきものなど	赤松地区 船坂地区		
その他	アルミ箔、燃える小物類、使い捨てカイロ、ヘルメット（プラスチック製）、ポリタンク、容器・包装以外のプラスチック	※ただし、祝日のある週は異なる曜日に収集する場合があります。		

上郡地区…桜ヶ丘、上町、本町、市町、仲町、寺町、段町、旭町、栄町、東町

鞍居地区…緑ヶ丘、惣尻、尾長谷、土井、土井の内、小山、野桑、中村、広根、稗田、梅谷、金出地下、金出地中、戸谷、本金出地、国光、大杉野、富満、鍋倉、光都

高田地区…中野、宿、休治、宇野山、佐用谷、小野豆、奥、宇治山、神明寺、與井、與井新、西野山、釜島、正福寺、高田台1丁目、高田台2丁目、高田台3丁目西、東、高田台4丁目西、東、南、高田台5丁目西、東、高田台6丁目

山野里地区…駅東、駅北、駅中、駅西、井上、隈見町、大持、竹万北、竹万土井、竹万南、竹万山田、竹万宮ヶ丘、ハイツあゆみA、B、丹東、丹西、安室ヶ丘、松の尾、宿東、宿西、川原、平野、大酒、ハイツカメリア

赤松地区…大枝、大枝新、岩木、岩木船谷、岩木才原、倉尾、石戸、黒石、市原、苔縄、柏野、細野、赤松、河野原、楠

船坂地区…梨ヶ原、落地、上栗原、下栗原、別名、行頭、高山1.2、皆坂、岡、金内、名村、船坂1.2.3

(2)燃やさないごみ回収

燃やさないごみの指定袋は1枚あたり70円。収集はステーション方式とする。

区分	種類	ごみの例	収集回数
燃やさないごみ	金属雑品	なべ、やかん、フライパン、一斗缶、ペンキの缶など	毎月1回程度
	その他	よごれたカン類、王冠、アルミキャップなど、カサ、スキー靴、燃えない小物類	
	カセットボンベ	カセットコンロ用ガス缶、各種スプレー缶 ※中身を使いきってください。（穴開けは不要です。）	

(3)粗大ごみ回収

粗大ごみの指定シールは10kgにつき70円。収集はステーション方式とする。

区分	種類	ごみの例	収集回数
粗大ごみ	家具類	タンス、机、応接セット、ベッド、カーペット（電気カーペット）、ふとん、マットレス、たたみ、波板（プラスチック製、ビニールなど）、ビニールシートなど	毎月1回程度
	電気製品	掃除機、こたつ、電子ピアノなど	
	その他	自転車、石油ストーブ、ガスレンジ、スキー板・トタンなど	

(4)資源ごみ回収

資源ごみについては指定袋の有料化はしていない。収集はステーション方式とする。

区分	種類	ごみの例	ごみ袋	収集回数
資源ごみ	容器・包装 プラスチック	みかんなどのネット類、チューブ類、カップ類、ポリ袋・ラップ類、発泡トレイ類、ボトル類、パック類、発泡スチロール、袋類、ふた類 ※対象とならないもの ・簡単に中身の汚れが取れないものや、バケツ、ハンガーなどの石油化学製品（製品プラスチック）は「燃えるごみ」に出してください。	透明の袋	月2回程度
	ペットボトル	飲料用・酒・調味料（これらの種類に限定）		月1回程度
	新聞・雑誌	新聞…新聞・新聞の広告（チラシ） 雑誌…週刊誌、書籍など	十字結束	2ヶ月1回程度
	紙類	紙容器包装…包装紙、紙袋、菓子箱、ティッシュの箱など 雑がみ…名刺、手紙、封筒、コピー用紙、ノート、ラップの芯など（リサイクルマークのついてないその他の紙）	十字結束（小さいものは紙袋可）	月1回程度
	段ボール 紙パック 布類	段ボール 紙パック…200ml以上の紙パック、牛乳・ジュースパック 布類…Tシャツ、セーター、洋服、着物などの衣類 シーツ、タオルなどの古布	十字結束（布類は透明・半透明の袋可）	2ヶ月1回程度
	缶類	ジュース、ビールなどの飲料用の缶、缶詰、海苔、ビスケット、茶筒などの缶	透明の袋	月1回程度
	びん類	食用びん類（酒、酢、ドリンク、洋酒、のり、調味料等のびん） ※飲み物、食べ物、化粧品の入っていたガラス製のびんに限る。	びん専用カゴに排出	月1回程度
	特殊 （電池・蛍光灯）	電池類…乾電池、ボタン電池・充電式電池・電子タバコ・モバイルバッテリー 蛍光灯（蛍光管）…直管、丸型のもの 電球・水銀体温計などの水銀使用製品 ※割れたものも「特殊ごみ」として透明又は半透明の袋に入れて出して下さい。	割らずにびん専用カゴに排出	3ヶ月1回程度
	使用済み小型 家電	携帯電話、PHS、ノートPC、タブレット、電話器、デジタルカメラ、ビデオプレーヤーなど	びん専用カゴに排出	月1回程度

(5)埋立ごみ回収

埋立ごみの指定袋は1枚あたり70円。収集はステーション方式とする。

区分	種類	ごみの例	収集回数
埋立ごみ	陶磁器類	茶碗、皿、鉢、花瓶など	2ヶ月1回程度
	ガラスくず	リサイクルできないガラス類（コップ、耐熱ガラスなど）	
	ガラス類	食用ビン・化粧品のビン以外のビン、ガラス製品	
	がれき類	瓦、ブロック、コンクリート片、タイルなど	
	土砂類	（木片、ごみなど他の廃棄物が混入しないもの）	

(6)取扱えないごみ

① 家電6品目

エアコン、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機（ドラム式を含む）、冷蔵庫及び冷凍庫は家電リサイクル法によりリサイクルが義務づけられており、これら6品目は購入先の家電小売店などへ収集・運搬とリサイクルのための費用を支払って処理する。

② 処理困難物

バッテリー、消火器、タイヤ、ペンキ、オートバイ、プロパンガスボンベ、オイルヒーター、農機具などの大型機械類、ピアノ、薬品などの処理困難物は、本町では収集も処理もできないため、販売店か処理業者に相談してください。

(7)委託業者

種類	委託業者名	収集区域
燃えるごみ 燃やさないごみ 粗大ごみ 資源ごみ 埋立ごみ	クリーン環境(有) 上郡町山野里2321番地6	上郡地区…桜ヶ丘、上町、本町、市町、仲町、寺町、段町、旭町、栄町、東町 鞍居地区…緑ヶ丘、惣尻、尾長谷、土井、土井の内、小山、野桑、中村、広根、稗田、梅谷、金出地下、金出地中、戸谷、本金出地、国光、大杉野、富満、鍋倉、光都 高田地区…中野、宿、休治、宇野山、佐用谷、小野豆、奥、宇治山、神明寺、與井、與井新、西野山、釜島、正福寺、高田台1丁目、高田台2丁目、高田台3丁目西、東、高田台4丁目西、東、南、高田台5丁目西、東、高田台6丁目 山野里地区…駅東、駅北、駅中、駅西、井上、隈見町、大持、竹万北、竹万土井、竹万南、竹万山田、竹万宮ヶ丘、ハイツあゆみA、B、丹東、丹西、安室ヶ丘、松の尾、宿東、宿西、川原、平野、大酒、ハイツカメリア 赤松地区…大枝、大枝新、岩木、岩木船谷、岩木才原、倉尾、石戸、黒石、市原、苔縄、柏野、細野、赤松、河野原、楠 船坂地区…梨ヶ原、落地、上栗原、下栗原、別名、行頭、高山1.2、皆坂、岡、金内、名村、船坂1.2.3

(8)収集・運搬体制

区分	収集・運搬体制		
	パッカー	ダンプ	その他
燃えるごみ	3トン×2台 2.5トン×3台	—	—
燃やさないごみ	—	2トン×2台	—
資源ごみ	3トン×2台 2.5トン×3台	2トン×2台	ビン収集車 4トン×1台 ビン収集車 2トン×1台
埋立ごみ	—	2トン×2台	—
粗大ごみ	—	2トン×4台	—
特殊ごみ	—	2トン×2台	—

(9)直接搬入ごみ

区分	搬入先	住所・電話番号	手数料
燃えるごみ	にしはりまクリーンセンター ※電話予約が必要	〒679-5144 佐用郡佐用町三ツ尾 483番10 TEL (0790) 79-8550	10kgにつき100円
燃やさないごみ			10kgにつき100円
資源ごみ			無料
粗大ごみ			10kgにつき100円
埋立ごみ	上郡町最終処分場	〒678-1242 赤穂郡上郡町栗原字 猿子966番地1 TEL (0791) 55-1551	【100kg未満】 10kgにつき30円 【100kg以上】 100kgにつき500円

(10)許可業者

事業系一般廃棄物については、排出者自らの責任で適正な処理を行うことを原則とし、事業者自らにしはりまクリーンセンター及び上郡町最終処分場へ直接搬入するか、許可業者へ収集運搬及び処分を委託する。

ごみ排出量の見込みを勘案すると、既存の許可業者により適正な収集運搬が確保されるため、新規の収集運搬業は許可しない。

許可業者名	
株式会社サセス 上郡町山野里2321番地の6	株式会社碧木商店 佐用町佐用2848番地2
株式会社ほうやま商店 上郡町上郡1431	株式会社たつぎん たつの市揖保川町正條379番地
特定非営利活動法人円心 上郡町奥甲627番地1	株式会社ミエ たつの市新宮町佐野288番地
公益社団法人相生・上郡広域シルバー人材センター 相生市山手2丁目123番地	株式会社龍野衛生公社 たつの市龍野町大道2番地の11
ハマ興業運輸株式会社 相生市垣内町2番40	日野物流株式会社 揖保郡太子町福地155-2
有限会社クリーン&サイクル AWA I 赤穂市加里屋1096番地の31	森興業株式会社 揖保郡太子町馬場171番地の1
有限会社ベストクリーン 赤穂市加里屋49番地7	株式会社徳原商店 姫路市岡田92番地の1
株式会社東陽環境センター 赤穂市南野中441番地の1	株式会社環境保全サービス 姫路市飾磨区中島字宝来3067-17
株式会社横山サポーターテック 赤穂市中広1370番地の1	

7 適正処理

(1)にしはりまクリーンセンター

施設の名称	にしはりまクリーンセンター		
施設管理主体	にしはりま環境事務組合（管理者 佐用町長）		
処理対象区域	たつの市新宮地域、宍粟市、上郡町、佐用町		
所在地	佐用郡佐用町三ツ尾483番10		
敷地面積	約32,000㎡		
供用開始	平成25年4月		
対象廃棄物	一般廃棄物		
施設概要	熱回収棟	建築面積 リサイクル施設含む 処理方式 施設規模 主要設備	処理棟：5,748㎡（地上4階、地下2階） 管理棟：632㎡（地上2階） 計量棟：474㎡（地上1階） 全連続燃焼式ストーカ炉 89t/日（44.5t/24時間×2炉） 受入供給設備：ピット&クレーン方式 燃焼設備：ストーカ式焼却炉 燃焼ガス冷却設備：廃熱ボイラ（3.0MPa, 300℃） 排ガス処理設備：ろ過式集塵機+触媒脱硝装置 余熱利用設備：発電（定格870kW）及び給湯 通風設備：並行通風方式、空気余熱器、送風機
	リサイクル棟	施設規模 主要設備	25t/日（5時間） 受入供給設備：受入ホッパ、受入コンベア、破袋機 破碎設備：一次破碎機、二次破碎機、切断機、スプリングマットレス切断機 選別設備：磁選機、アルミ選別機、粒度選別機、手選別コンベア 再生設備：缶プレス機、ペットボトル圧縮結束機、プラスチック製容器包装圧縮結束機 貯留・搬出設備：貯留ヤード、ストックヤード、屋外ストックヤード
	集じん設備	サイクロン、バグフィルタ、脱臭装置	

(2)上郡町最終処分場

施設の名称	上郡町最終処分場
施設管理者	上郡町
処理対象区域	上郡町
所在地	赤穂郡上郡町栗原字猿子966番地1
対象廃棄物	一般廃棄物
埋立期間	平成12年～令和33年 （平均年間処分量 1,095m ³ ）
埋立面積	8,825m ²
埋立容積	50,000m ³
埋立残余容積	24,487m ³
計量機	有
浸出水処理設備	30m ³ /日

本実施計画に記載のない事項については、一般廃棄物の処理に関する関連法令等を遵守する。